



費用はどれぐらいかかるの？

A. 京都市は独自の軽減をされていて国とは少し違っているのよ。



[放課後等デイサービス](#)は[障害児通所給付費の対象となっているサービス](#)なの。
[受給者証](#)を取得していると、[国と自治体から利用料の9割が給付される](#)のよ。
1割の自己負担でサービスが受けられることになります。

利用した日数 × 1割負担分の利用料を支払うのですが、保護者がひと月に負担する上限額が決められているので、一定金額以上の支払いは発生しません。
利用する日数が多くても、一定金額の負担だけになるのね。

このひと月の上限額は、前年度の所得によって決定されます。

国の基準では、生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯、は0円になるの。
市町村民税課税世帯（前年度の年間収入がおおむね890万円以下の世帯）はひと月に4,600円の負担になります。
このふたつ以外（前年度の年間収入がおおむね890万円を超える世帯）はひと月に37,200円の負担額になるのよ。

京都市は、これをひと月に300円～18,600円まで軽減しているのよ。
でも、未就学児と就学児で料金が異なるから、詳しくは発達相談所へ確認するか、京都市児童福祉センターのHPを確認してみてください。
ほかの自治体でも、独自の軽減を行っているところもあります。
自分の利用者負担は受給者証に書いてあるから、こちらも確認してみてね。

その他の費用としては、[おやつ代や制作物の材料代等の実費](#)が必要になるところもあります。

これらのほかにも、自治体によって独自の軽減制度があるので、問い合わせてみるといいわね。

[《支援はどういうことに注目してるの？》](#)

[《児童福祉法って、どんな法律なの？》](#)

2020-12-14 掲載

2020-06-22 改訂